省　令

○財務省令第五十八号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、及び国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月一日　　財務大臣　麻生　太郎

個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令

個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令（平成二十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

本則中「災害救助法施行令第一条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準を定める省令（平成十二年厚生省令第八十六号）」を「災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成二十五年内閣府令第六十八号）」に改める。

附　則

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年十月一日　　人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―八―七七

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出し中「抑制」を「抑制等」に改め、同条中「第八条第七項」を「第八条第七項第一号」に「同項」を「同号」に改める。

別表第七の四の行政職俸給表㈠等職員昇給号俸数表の表中

4以上	3	2	1

を

2以上	1	0	0

に改め、同表の備考第二項中「第8条第7項の規定の適用を受ける」を「第8条第7項第1号に掲げる」に、「同項の規定の適用を受ける」を「同号に掲げる」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

（人事院規則九―一〇七の一部改正）

2　人事院規則九―一〇七（再任用短時間勤務職員の俸給月額等の端数計算）の一部を次のように改正する。

第一項第二号中「第八項」を「第七項」に、「第十二項」を「第十一項」に改める。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年十月一日　　人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一七―一三五

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の表気象測器検定試験センターの項の次に次のように加える。

日本海海洋気象センター	所長	四種

別表第一の三十三の表海洋気象台の項を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年十月一日　　人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一二三―一三

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条第十号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　日本海海洋気象センターの業務

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年十月一日　　人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一〇―四―二一

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第二号中「30」を「31」に改める。

別表第二第一号29中「塩化ビニル」の下に「及び一・二―ジクロロプロパン」を加え、同号中51を52とし、50を51とし、同号42中「41」を「49」に改め、同号中42を50とし、34から41までを35から42までとし、同号33中「18」を「19」に改め、同号中33を34とし、32を33とし、31を32とし、30の次に次のように加える。

31　一・二―ジクロロプロパン

別表第二の二第二号中30を31とし、16から29までを17から30までとし、15の次に次のように加える。

16　一・二―ジクロロプロパン

別表第四の二に次の一号を加える。

八　一・二―ジクロロプロパン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を取り扱う業務（人事院の定める場所における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る。）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。